

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱

平成 23 年 5 月 31 日市長決裁

23 川健安第 1004 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ペット霊園の設置等が適正に行われるために必要な事項を規定することにより、公衆衛生を確保し、良好な生活環境の保全及びペット霊園の設置者等と近隣住民等との良好な関係の構築に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼養されている犬、猫その他の愛玩動物（化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 1 条第 1 項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット霊園 ペットの墳墓、納骨堂若しくは火葬設備を有する施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (3) 墳墓 ペットの死骸（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項の廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。）を埋葬し、又はペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (5) 近隣住民等 ペット霊園を設置しようとする土地の境界線から水平距離が 110 メートルの範囲内の土地若しくは建物の所有者又は病院、診療所、

学校及び社会福祉施設の管理者をいう。

(市長との協議)

第3条 ペット霊園を設置しようとするもの（以下「事業者」という。）は、当該設置に係る法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続を要しない場合にあっては、当該設置の工事に着手しようとする日）前に、当該ペット霊園の設置等に関する事業計画について、市長との協議を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により市長との協議を行うときは、ペット霊園設置事業計画書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 ペット霊園設置事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書（事業者が法人以外である場合は、代表者の住民票の写し。）

(2) ペット霊園を設置しようとする土地及び建物の登記事項証明書（建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合にあっては、当該建物の登記事項証明書）

(3) ペット霊園を設置しようとする土地及び隣接地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

(4) ペット霊園の計画平面図

(5) 火葬設備の構造、処理能力その他の仕様を記載した書類

(6) ペット霊園の火葬設備等に関する維持管理計画書（第2号様式）

(7) その他事業計画の詳細を示す書類

(標識の設置)

第4条 事業者は、ペット霊園設置事業計画書を市長に提出したときは、速や

かに、ペット霊園の設置を予定する区域の外部から見やすい場所に、標識（第3号様式）を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定により設置された標識は、第9条に規定するペット霊園工事完了届を市長に提出する日まで設置するものとする。

（説明会の開催等）

第5条 事業者は、前条第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置等に関する事業計画について、説明会を開催し、当該事業計画に対する理解を十分に得るよう努めなければならない。

2 前項の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

（1）事業者に係る事項

（2）ペット霊園の名称及び所在地

（3）ペット霊園の概要

（4）工事着手予定日

（5）工事完了予定日

（6）ペット霊園の維持管理の方法

（7）次項に規定する意見及び第5項に規定する協議の申出の方法及び申出先

3 近隣住民等は、第1項の規定による説明会終了後、30日以内に事業者に意見を申し出ることができる。

4 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民等に対し、回答しなければならない。

5 近隣住民等は、前項の規定による回答に不服があるときは、事業者に協議を申し出ることができる。

6 事業者は、前項の規定による協議の申出を受けたときは、協議に応ずるよう努めるものとする。

7 事業者は、第1項の説明会を実施したときは近隣住民等説明会実施報告書（第5号様式）を、第4項の規定による回答をしたときは意見に対する回答実施報告書（第6号様式）を、前項の規定による協議をしたときは近隣住民等協議実施報告書（第7号様式）を、速やかに、市長に提出するものとする。

（設置基準）

第6条 事業者は、次に掲げる基準に適合するようにペット霊園を設置するものとする。

（1）ペット霊園を設置する場所は、周辺地域の公衆衛生及び生活環境を損ねることのない土地であること。

（2）ペット霊園内に、管理事務所、便所、ごみ集積設備、給水設備、排水設備、ペットの死骸を保管する設備（ペットの死骸を取り扱う施設に限る。

）及び近隣の交通の支障とならないよう必要な駐車施設を設けること。

（3）墳墓は、ペットの焼骨を埋蔵するものであること。

（4）ペット霊園の境界内側に当該境界から墳墓が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設けること。

（5）ペット霊園内に適当な緑地を設けること。ただし、建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合を除く。

（6）ペット霊園内の通路は、アスファルト、コンクリート等で築造し、その幅員は、1.5メートル以上であること。ただし、建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合を除く。

（7）雨水及び汚水を適切に排水できること。

（8）納骨堂は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐

火構造とし、納骨装置は、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。

イ 出入口及び納骨装置は、鍵のかかる構造とすること。

(9) 火葬設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 空気取入口及び煙突の先端部以外に火葬設備内に外気が接することなく、燃焼室内において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態でペットの死骸を火葬できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

ウ 燃焼室内においてペットの死骸が燃焼しているときに、燃焼室にペットの死骸を投入する場合には、空気と遮断された状態で、定量ずつペットの死骸を燃焼室に投入することができるものであること。

エ 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(協議済通知書の送付等)

第7条 市長は、事業者から提出されたペット霊園設置事業計画書の内容を審査し、ペット霊園が前条に規定する設置基準に適合していると認め、かつ、第1条の目的に照らして、修正を指示すべき事項がないと認めるときは、第5条各項に定める手続が終了した後に、協議済通知書（第8号様式）により、当該事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、修正すべき事項があるときは、必要に応じて、事業計画修正指示書（第9号様式）により、当該事業者へ指示するものとする。

3 事業者は、協議済通知書を受けた後でなければ、ペット霊園の設置に係る法令上の手続（法令上の手続を要しない場合にあっては、当該設置の工事の着手）を行ってはならない。

(工事着手届等)

第8条 協議済通知書を受けた事業者は、ペット霊園の設置に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、ペット霊園工事着手届（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 前条第1項に規定する協議済通知書を受けた事業者がペット霊園の設置の工事を中止したときは、速やかに、ペット霊園工事中止届（第11号様式）を市長に提出するものとする。

(工事完了届)

第9条 事業者は、ペット霊園の設置の工事が完了したときは、速やかに、ペット霊園工事完了届（第12号様式）を市長に提出するものとする。

(変更に係る市長との協議等)

第10条 ペット霊園を設置しているもの（以下「設置者」という。）が、次に掲げる変更をしようとするときは、当該変更に係る法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続を要しない場合にあっては、当該変更の工事に着手しようとする日）前に、当該ペット霊園の変更に関する事業計画について、市長との協議を行わなければならない。

(1) ペット霊園の区域の変更

(2) 墳墓予定地の新設、増設又は区域の変更

(3) 納骨堂の新設又は増設

(4) 火葬設備の新設又は増設

(5) 火葬設備を有する施設又は付帯施設の新設又は増設

2 設置者は、前項の規定により市長との協議を行うときは、ペット霊園変更事業計画書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

3 ペット霊園変更事業計画書には、第3条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付しなければならない。

(準用)

第 1 1 条 第 4 条から第 9 条までの規定は、前条第 1 項の規定による市長との協議を行おうとする場合に準用する。ただし、設置者が、市長との協議を申し出て、市長が軽易な事項と認めたときは、第 4 条及び第 5 条に基づく手続きは省略することができる。

(変更及び廃止の届出)

第 1 2 条 設置者は、第 1 0 条第 1 項の規定による市長との協議を行う場合を除き、ペット霊園設置事業計画書の記載事項又は第 3 条第 3 項各号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、速やかに、ペット霊園変更届（第 1 4 号様式）を市長に提出するものとする。ただし、地位の承継の届出をした場合を除く。

2 ペット霊園変更届には、第 3 条第 3 項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 設置者は、ペット霊園を廃止したときは、速やかに、ペット霊園廃止届（第 1 5 号様式）を市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第 1 3 条 設置者は、維持管理計画書に記載された計画に適合するよう適正な維持管理を行い、公衆衛生及び地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を構築するよう努めるものとする。

(報告徴収)

第 1 4 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者又は設置者に対し、ペット霊園の施設等に関する状況の報告を求めることができる。

(改善勧告)

第 1 5 条 市長は、協議済通知書を受けた事業者又は設置者が第 6 条に規定する設置基準その他の条件に違反しているときは、当該事業者又は設置者に対

して工事の中止、原状回復その他必要な措置を講じるよう、改善勧告通知書（第16号様式）により勧告することができる。

2 市長は、協議済通知書を受けずにペット霊園の建設又は変更（第10条第1項各号に掲げる事項以外の変更を除く。）をした事業者又は設置者に対して工事の中止、原状回復その他必要な措置を講じるよう、改善勧告通知書により勧告することができる。

3 火葬設備を登載した自動車等によりペットの死骸を火葬する事業を営むものは、当該火葬設備を第6条第9号アからオまでに掲げる基準に適合するようになるものとする。

4 市長は、前項の自動車等に係る火葬設備が第6条第9号アからオまでに掲げる基準に適合しない場合において、特に必要があると認めるときは、当該自動車等を使用して事業を営むものに対し、これに適合させるための措置をとるよう、改善勧告通知書により勧告することができる。

（地位の承継の届出）

第16条 設置者が当該ペット霊園を譲り渡し、又は設置者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該ペット霊園を譲り受けたもの又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設置された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、速やかに、ペット霊園承継届（第17号様式）を市長に提出するものとする。

2 ペット霊園承継届には、第3条第3項第1号から第3号まで、第6号及び第7号に規定する書類を添付しなければならない。

（ペット霊園連絡調整会議）

第17条 この要綱の適正な実施を図るため、ペット霊園連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、次の者が出席するものとする。

（1）環境局環境対策部環境対策推進課長

(2) まちづくり局指導部建築管理課担当課長

(3) 健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長

2 調整会議は、必要に応じて健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕が招集し、その議長となる。

3 調整会議の議長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

4 調整会議の庶務は、健康福祉局保健医療政策部生活衛生課において処理する。

5 前各項に規定するもののほか、調整会議の運営等について必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

(委任)

第18条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(既設ペット霊園の届出)

2 この要綱の施行前に、ペット霊園を設置し、又はペット霊園設置の工事に着手しているものは、当該ペット霊園について、既設ペット霊園届（第18号様式）及び既設ペット霊園維持管理計画書（第19号様式）を市長に提出するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱等の規定により調整した帳票で現に残存するものについては当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。